

「豊島区旅館業法施行条例（改正素案）」について、パブリックコメント（意見公募手続）制度に基づき区民の皆さまのご意見をお聴きします。

◆ 目的

旅館営業については、平成 30 年に規制が緩和され一室での営業が可能となりました。また、フロントに代替する基準が規定され、旅館業施設内に営業従事者が常駐していない一室での営業が可能となり、許可申請件数が増加しています。

こうした旅館業施設に対して、住宅宿泊事業と同様に「ゴミ、騒音、タバコ」など区民から寄せられる苦情が急増しており、周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、豊島区旅館業法施行条例を見直します。

つきましては、「豊島区旅館業法施行条例（改正素案）」についてご意見をお寄せください。

◆ コピー

- ・ 行政情報コーナーでは有料コピーが可能です。
- ・ 豊島区ホームページからもダウンロードできます。



↑ 条例改正素案はこちらから

◆ ご意見お寄せ下さい

便せんなどに、

- ① 条例（素案）名・ご意見（理由を付して）
- ② 郵便番号・住所
- ③ 氏名または団体名（代表者名・担当者名）

を記入し、令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）（必着）までにお寄せ下さい。

《宛て先》

- 郵送・持参 〒170-0022 豊島区南池袋 2-1-1 3 階 2 番窓口
- FAX 03-3981-5452
- E メール A0017000@city.toshima.lg.jp

◆ 提出したご意見の取り扱い

- ・ 提出いただいたご意見は、条例（案）の参考とさせていただきます。
- ・ 提出いただいたご意見の概要およびそれに対する区の考え方について、ホームページ等により公表いたします。

※提出いただいた書類等は返却いたしません。

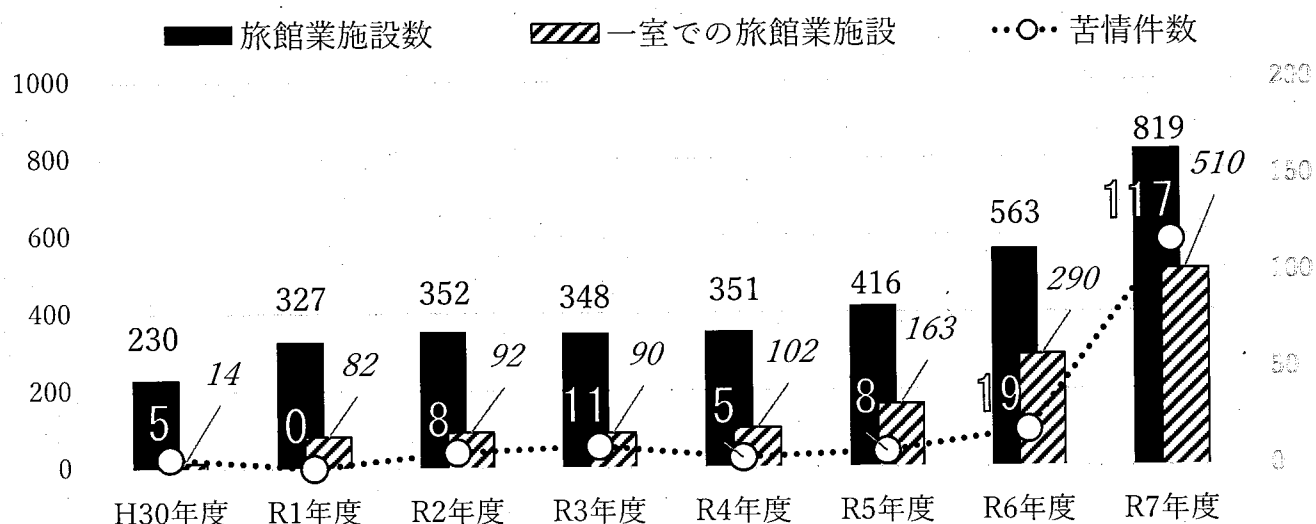
◆ お問い合わせ

豊島区健康部生活衛生課環境衛生グループ

電話 03-3987-4176

※お電話でのご意見の受付はできませんのでご了承ください。

【旅館業施設数と苦情件数について】



※令和7年度の苦情内容（重複あり）

ゴミの取扱い 32 件、騒音 30 件、タバコ 17 件、施設名称の掲示なし・見づらい 9 件
 宿泊者が自敷地内に侵入 8 件、駐車・駐輪 6 件、旅館営業に反対・不安 19 件 ほか

【主な改正内容（素案）】

- (1) 旅館業施設に営業従事者を常駐させます。
- (2) フロントの設置を義務付けます。
- (3) 営業従事者が常駐するための設備（トイレ、休憩室など）の基準を設けます。
- (4) 申請する前に、書面及び説明会の開催による事前周知を義務付けます。
- (5) 標識を掲示（施設の名称、営業の種別、営業者の名称、連絡先）させます。
- (6) ゴミの適正処理を義務付けます。（元々、地域の集積所に出してはいけません。）
- (7) 騒音の発生防止と宿泊者への説明を義務付けます。
- (8) 苦情発生時の対応、協議の場を求められた場合に対応させます。
- (9) 海外在住営業者には、日本国内在住代理人を選任させます。
- (10) 指導又は助言、勧告・公表の規定を追加し、指導・監督を徹底します。

その他、所要の文言修正を行ないます。